

# 中島村第五次行政改革大綱

(平成 24 年度から平成 28 年度)

平成24年3月

## 目 次

はじめに .....	1
第1 基本方針 .....	1
第2 行政改革の重点事項.....	2
1 財政の健全化.....	2
2 組織・機構等の簡素化・効率化.....	3
3 行政運営の効率化.....	3
4 行政サービスの向上.....	4

はじめに

中島村は、中島村第四次行政改革大綱により、財政の健全化、組織機構の簡素化、定員管理の適正化、事務執行方法の改善などに取り組んできた。

しかしながら、本村を取り巻く情勢は、景気低迷、少子高齢化の問題、情報化の進展、住民ニーズの多様化、税収の減少、福島第一原子力発電所の事故による放射能問題など多くの行政課題を抱えており、なお一層の創意工夫が必要である。

このようなことから、活力ある村づくりのため、村では中島村第四次行政改革大綱を踏まえ、新たな中島村第五次行政改革大綱を作成し、組織の見直しや事務事業の改善を行う。

## 第1 基本方針

### 1 行政改革の継続

中島村第五次行政改革大綱(以下「大綱」という。)の実施にあたっては、中島村第四次行政改革大綱で継続が必要な取り組みについてはそのまま継続する。

### 2 効果的・効率的な改革

行政改革は、慣例・前例にとらわれることなく、強い使命感をもって実効性のある取り組みを主に実施計画書を作成し、「計画」・「実効」・「検証」・「改善・修正」の手順で改革を推進する。なお、行政改革の成果等に多大な時間及び経費が必要なものは除くものとする。

### 3 行政改革の推進方法

大綱の推進は、中島村行政改革推進委員会設置条例及び中島村行政改革推進本部設置要綱に基づき行う。

なお、大綱の計画期間は、平成24年度から平成28年度の5年間とする。

推進の管理は、村行政改革推進本部が行い、改革の進行管理や結果等については村ホームページ等で公表し、村民から理解を得られるよう推進する。

実施計画は、毎年その年度末に検証し、見直しを行い、次年度の計画に反映させ推進にあたる。

### 4 大綱の改定

本大綱は、改革の目標の進捗状況や社会情勢の変化により、新たに取り組むべき課題へ対応するため、必要に応じて見直しを行う。

## 第2 行政改革の重点事項

### 1 財政の健全化

#### 【これまでの主な取り組み】

- ・口座振替制度の推進
- ・前納報奨金の見直し(上限3万円の設定)
- ・納税組合報奨金の廃止
- ・補助金の一部廃止(航空防除等)
- ・貸借対照表(バランスシート)<sup>【注①】</sup>の作成、公表

本村の財政は、長引く不況による村税及び地方交付税の減収や高齢者対策や子育て支援等の行政需要が増大するなか厳しい状況にある。このようなことから、歳入の確保、歳出の削減に努める。特別会計についても各会計の健全化を目指し、収納率の向上、販売促進に努める。また、第三セクターの経営改善のため、必要な指導監督を行う。

#### (1) 歳入の確保

- ① 村税等の収納率の向上
- ② 使用料及び手数料の見直し
- ③ ホームページ等の広告掲出
- ④ 新たな財源の確保

#### (2) 歳出の抑制

- ① 行政コストの抑制
- ② 委託費の抑制
- ③ 経費節減の推進

#### (3) 特別会計の健全化

- ① 国民健康保険特別会計の健全化
- ② 簡易水道特別会計の健全化
- ③ 農業集落排水処理事業特別会計の健全化
- ④ 土地造成事業の販売促進
- ⑤ 墓地事業の販売促進

#### (4) 第三セクターの経営基盤の強化

- ① 経営の指導監督
- ② 販売促進の支援

【注①】:貸借対照表(バランスシート)とは、資産、純資産の状況を表す複式簿記と呼ばれる手法により作成されたもので、関係者に経営状況をお知らせするものです。

## 2 組織・定員等の適正化

### 【これまでの主な取り組み】

- ・課の統廃合の実施
- ・村会議員の定数削減(12人→8人)
- ・農業委員会の定数削減(14人→9人)
- ・定員適正化計画の推進(平成17年4月1日基準とした定員管理計画の目標5人に対して平成22年度末で12名減の実績)

村政の運営にあたっては、村民に分かりやすい組織体制、適正な職員数により施策、課題に迅速に対応できる組織づくりに努める。

新たな定員適正化計画は、前計画で大幅な人員削減が達成されたので、将来の人口、年齢の構成等を視野に入れ、退職と採用の調整を図りながら、行政需要に対応した適正な進行管理に努める。

また、各種審議会、委員会等の定数削減による経費削減や男女共同参画の観点から女性の選出方法も検討する。

#### (1) 組織の再編・整備

- ① 組織機構の見直し
- ② 各種審議会、委員会等見直し

#### (2) 定員管理の適正化

- ① 定員適正化計画の進行管理
- ② 職員給与の適正化

#### (3) 住民サービスの向上

- ① 休日窓口開設の導入
- ② ワンストップサービス【注②】の推進

【注②】:ワンストップサービスとは、一ヶ所で必要な手続を行えるサービス形態を言う。

## 3 行政運営の効率化

### 【これまでの主な取り組み】

- ・敬老会事業の見直しの実施(招待者対象年齢75歳)
- ・人材育成基本計画の策定
- ・職員研修の実施
- ・委託契約の見直しの実施(職員でできることは自ら行う。)

的確な住民サービスを効率的に行うため、事務事業の点検を行うとともに、信頼性、サービスの水準、費用対効果を考慮し、事務事業の民間委託を検討する。

また、時代にあった事務事業を進めるため、職員研修等の充実に努める。

(1) 事務事業の見直し

- ① 事務事業の点検
- ② 業務マニュアル【注③】の作成
- ③ 事務事業の民間委託の検討
- ④ 行政評価制度の導入検討

(2) 職員の意識改革と人材育成

- ① 人材育成実施計画の策定
- ② 福利厚生事業の充実
- ③ 職員研修の充実
- ④ 人事交流の検討
- ⑤ 職員提案制度の推進
- ⑥ 人事評価制度の導入

【注③】：業務マニュアルとは、業務の作業手順をまとめた冊子を言う。

#### 4 行政サービスの向上

【これまでの主な取り組み】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・地区懇談会の実施</li><li>・行政区への支援</li><li>・行政情報の公開(村広報・ホームページ等への掲載)</li></ul> |
|--|

住民への説明責任と村政に対する村民の理解を得るため、広報やホームページ等を活用し、情報提供を効果的に行う。

公共施設の使用申請書のダウンロード【注④】や施設の予約等をインターネット上でできるよう、行政事務の電子化を推進する。

また、地域コミュニティ【注⑤】をより発展させるため、住民へ必要な情報を提供し、地域と行政が協働で地域づくりを推進する。

(1) 情報提供の推進

- ① 行政情報の公開の推進
- ② 広報・ホームページの充実

【注④】ダウンロードとは、コンピュータ間に存在するデータ(ファイル)を転送・受信することを言う。

【注⑤】コミュニティとは、居住地域を同じくし利害関係を共にする共同社会を言う。

(2) 電子自治体の推進

- ① 公共施設等使用申請のダウンロードの実施
- ② 公共施設の予約情報の提供
- ③ 個人情報管理の徹底

(3) 村民と行政の協働の推進

- ① 行政区懇談会の開催
- ② 行政区の支援